

《東京新聞・東京中日スポーツ杯》

第15回東京都社会人ゴルフ選手権

(兼 第37回全国都道府県対抗アマチュアゴルフ選手権大会代表選手選考会)

第9回東京都女子社会人ゴルフ選手権

競技規定

主催:東京都ゴルフ連盟(TGA) 東京新聞・東京中日スポーツ

後援:関東ゴルフ連盟

協賛:住友ゴム工業株式会社 スポーツ事業本部

協力:八王子カントリークラブ

- 1. 期日及び場所** 令和元年9月9日(月) 八王子カントリークラブ
東京都八王子市川口町2352 TEL042-654-4110
- 2. ゴルフ規則** 日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則及び本競技のローカルルールを適用する。
- 3. 競技委員会の裁定** 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、全ての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
- 4. プレーの条件** 18ホール・ストロークプレー
- 5. タイの決定** 1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い優勝者を決定する。2位、3位は、「マッチング・スコアカード方式」により順位を決定する。
- 6. クラブと球の規格** (1)ストロークを行うために使うドライバーはR&Aが発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。
(2)ストロークを行うときに使用する球はR&Aが発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。
- 7. キャディーの制限** プレーヤーはラウンド中に委員会によって指定された者以外をキャディーとして使ってはならない。
※なお、プレー形式は共用のキャディーとなる。
- 8. 競技終了時点** 競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
- 9. 参加資格** (1)東京都ゴルフ連盟加盟団体の男子会員及び女子会員
(2)東京都ゴルフ連盟承認の男子個人会員及び女子個人会員
*学生の参加は不可
*競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。
- 10. 定員** 定員は、男子108名、女子32名。
申込は、先着順として定員になり次第締め切ります。
- 11. 参加申込** (1)地区加盟団体は、参加希望者を取りまとめ、団体用所定の参加申込用紙で、東京都ゴルフ連盟事務局に郵送又はFAXにて、申し込むこと。
(2)地区加盟団体会員の方は、所属地区団体を通して申し込むか、もしくは東京都ゴルフ連盟ホームページから申込書をプリントアウトし直接申し込むこと。

(3)個人会員の方は、直接、申し込むこと。

(4)申込締切前に定員を超えた場合、キャンセル待ちを受付ける。

12. 賞

(1)入賞者(1位～3位)に賞状及び記念品を贈呈

(2)参加賞(住友ゴム工業(株)提供)

(3)特典

① 1位～3位の入賞者は、第37回全国都道府県対抗アマチュアゴルフ選手権大会(10月23日(水)・24日(木) 岡山県玉野市、東児が丘マリンヒルズゴルフクラブ)に、東京都代表選手として派遣される。

② 1位～3位の入賞者は、2020年度東京都アマチュアゴルフ選手権決勝競技にシードする。

13. 申込受付開始 令和元年7月22日(月)

14. 申込受付締切 令和元年8月8日(木)

15. 参加料 参加料 7,000円 競技者登録料 3,000円 計 10,000円

ただし、競技者登録料は、東京都アマチュアゴルフ選手権等に参加し、既に支払った方は不要です。参加料のみお支払いください。

上記参加申込12(1)に該当する場合は、加盟団体名で、(2)(3)に該当する方は参加者名で下記口座に振り込むこと。

三菱UFJ銀行 新宿中央支店 普通預金 5829486
口座名:東京都ゴルフ連盟 理事長 村田 恭男

* 申込締切後に参加を取消した場合、参加料は返金しない。(参加資格を喪失し出場できなかった場合も含む)

16. プレー費 プレー費は各自で精算すること。(都連盟との特約料金、免税扱い)

17. 個人情報及び肖像権に関する同意内容 参加申込書により、TGAが取得する個人情報は、次の目的の範囲内で他に提供することについて、予め同意することを要する。

(1)TGAが主催する競技の参加資格の審査

(2)大会開催及び運営に関する業務 これには

①参加者に対する競技関係書類の発送

②競技の開催に際し、競技関係者に対する参加者の氏名、生年月日、所属団体、その他選手紹介情報ならびに競技結果の公表を含む。

(3)TGAが取得する参加申込者の個人情報と、その競技における競技結果の記録の保存、ならびに競技終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表。

(4)大会中、連盟役員等が撮影した映像の著作権は主催者に譲渡することを、予め承諾することを要し、その取扱いは上記(3)に準ずる。